

令和 7 年度男女共同参画社会を考える情報誌「WITH YOU」 発行業務企画提案募集要領

1 目的

男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現に向け、市民等のアイデアを活用した男女共同参画に関する情報誌を発行するため、提案を募集する。

2 業務の概要

(1) 業務名

男女共同参画社会を考える情報誌「WITH YOU」発行業務

(2) 業務内容

情報誌の企画及び制作

詳細は別紙「令和 7 年度情報誌発行業務企画提案仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 予定契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 委託料

委託料は、1,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

3 応募資格

応募資格は、以下の条件を全て満たすものとする。

- (1) 八戸市内に事業所又は団体の事務局等を有していること、若しくは八戸市市民活動サポートセンター「ふれあいセンターわいぐ」に登録し、八戸市内を中心に継続して活動していること。
- (2) 委託業務を遂行する能力があると認められること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業を行う者
 - ② 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのある事業を行う者
 - ③ 政治活動や宗教活動を主たる目的とする者
 - ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる営業に該当する事業を行う者
 - ⑤ 納付すべき八戸市税を滞納している者
 - ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者もしくは同条第 2 項の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者もしくは同条第 2 項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

- ⑦ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
- ⑧ 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成 24 年 9 月 25 日実施）第 2 条第 3 号の規定に該当する者
- ⑨ 公告の日から契約締結までの期間に、八戸市による指名停止を受けている者

4 参加表明書の提出

本企画提案に参加を希望する者は、次により参加表明書を提出すること。

(1) 提出方法

【様式 1】参加表明書を作成し、持参、電子メール又は F A X により提出すること。持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前 8 時 15 分から午後 5 時までとする。また、電子メール又は F A X で提出した場合は、下記 11「提出・問合せ先」に電話にて受信確認を行うこと。

(2) 受付期限

令和 7 年 4 月 30 日（水）午後 5 時（必着）

(3) 提出先

下記 11「提出・問合せ先」に同じ

5 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

【様式 2】質問書を作成し、持参、電子メール又は F A X により提出すること。持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前 8 時 15 分から午後 5 時までとする。また、電子メール又は F A X で提出した場合は、下記 11「提出・問合せ先」に電話にて受信確認を行うこと。口頭（電話を含む）による質問は受け付けない。

ただし、仕様書 2 (6)②【ロールモデル紹介記事】においてロールモデル候補者とする者の紹介実績有無についてのみ、電話による確認を受け付ける。

(2) 受付期限

令和 7 年 5 月 7 日（水）午後 5 時（必着）

(3) 提出先

下記 11「提出・問合せ先」に同じ

(4) 回答方法等

回答は随時八戸市ホームページに掲載し、最終回答期限を令和 7 年 5 月 9 日（金）とする。

6 応募方法

(1) 提出書類及び部数等

③及び⑦を除く下表の書類について、正本 1 部、副本 4 部を作成し、提出すること。また、③及び⑦は正本を 5 部提出すること。

提出書類等	備考
①【様式 3】情報誌発行業務企画提案応募申請書	
②【様式 4】企画提案書	
③【任意様式】課題記事	秋号の特集記事として予定するテーマについて、1 ページ以上作成すること
④【様式 5】見積書	
⑤【様式 6】申請者の概要	
⑥【様式 7】誓約書	八戸市の令和 7 年度競争入札参加資格者（契約検査課登録）は提出不要
⑦【添付資料】これまで作成した情報誌、パンフレット等	提出は任意（内容不問） ※原本 5 部が提出できない場合は、コピーの提出も可とする（データ提出は不可）

(2) 提出先

下記 11「提出・問合せ先」に同じ

(3) 提出方法

郵送又は持参。ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前 8 時 15 分から午後 5 時までとする。

(4) 提出期限

令和 7 年 5 月 22 日（木）午後 5 時（必着）

(5) 応募申請に際しての留意事項

① 提出書類の変更禁止

提出期限後においては、提出書類の内容変更は認めない。ただし、市が承認した場合は、この限りでない。

② 虚偽の記載をした場合の失格

提出書類の内容に虚偽又は不正があった場合は失格とする。

③ 提出書類の取り扱い

提出書類は理由のいかんにかかわらず返却しないものとする。

④ 申請の辞退

参加表明書の提出後、やむを得ない理由が生じたこと等により参加を辞退する場合は、速やかに辞退届を提出すること（任意様式）。

⑤ 費用負担

応募申請に要する費用は、全て申請者の負担とする。

⑥ 追加書類の提出

市は、提出書類を補足する資料の提出を求める場合がある。

⑦ 情報公開

提出された書類等は、情報公開の対象となり、情報公開請求があった場合は、八戸市情報公開条例（平成 14 年八戸市条例第 6 号）に基づき公開することがある。

7 選考方法

(1) 評価方法

提出書類を下表の項目に基づき、市長が指名した採点者 4 名が点数評価を行う。評価点は、採点者 1 人あたり 50 点満点、合計 200 点満点とする。

評価項目	評価内容	配点
①企画内容の妥当性	ア 男女共同参画に関わる問題や情報を広く市民に提供し、啓発するための企画内容となっているか。	10
	イ 読者の興味を惹きつけるような工夫やアイデアがあり、効果的な提案がされているか。	10
②文章力・デザイン性	ア 適切な用語、言葉を使用しており、平易で読みやすい文章であるか。	10
	イ 適切かつ見やすいデザインであるか。	10
③事業の実行性	ア 業務スケジュールは実現可能なものか。 イ 事業を遂行するための人員体制、企画内容と類似の実績を有しているか。または、実績はないが、これまでの活動状況等から十分な能力を有しているか。	10
合 計		50

(2) 最優秀提案者及び次点者の選定

採点者の評価表をもとに評価点数を集計し、評価点数の合計が 120 点以上で、かつ、合計点の最も高い者を最優秀提案者及び最高得点に次ぐ者を次点者として選定する。

ただし、最高得点が複数ある場合は、(1)表中、①及び②の合計点が最も高い順に最優秀提案者と次点者を選定する。

さらに、①及び②の合計点が最も高いものが複数ある場合は、「様式 5 見積書」の見積金額が低い順に最優秀提案者と次点者を選定する。

見積金額も同額である場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。

なお、次点者が複数ある場合の選定も同様に行う。

(3) 結果の通知及び公表

選考結果は全提案者それぞれに書面で通知する。また、最優秀提案者以外の名称を除いたうえで、各提案者の評価点数を八戸市ホームページで公表する。なお、選考過程及び選考結果に関する質問、異議申立ては一切受け付けないものとする。

8 契約

八戸市は、最優秀提案者と委託契約の締結交渉を行い、合意に達した場合、委託契約を締結する。その者から辞退の申し出があった場合、又はその者が不適格であると判断された場合は契約を締結しないことがある。その場合、八戸市は損害賠償の責は負わないものとする。

また、最優秀提案者と協議が調わない場合は、次点者と協議の上、契約を締結することがある。

- (1) 契約保証金は、契約金額の10分の1以上の額とする。ただし、八戸市財務規則（昭和54年八戸市規則第1号）第143条に該当する場合は、免除となることがある。
- (2) 委託料は、原則として仕様書2(2)に定める各号に係る業務の履行を確認した都度支払う。ただし、必要があると認められる場合は、契約金額の一部を前金払いすることがある。

9 業務完了報告書の提出

仕様書3に定める各号の納品完了の都度、業務完了報告書を八戸市に提出しなければならない。

10 日程

令和7年4月30日(水)	参加表明書提出期限
令和7年5月7日(水)	質問受付期限
令和7年5月9日(金)	質問回答期限
令和7年5月22日(木)	応募書類提出期限
令和7年6月上旬	審査結果通知
令和7年6月中旬	契約締結

11 提出・問合せ先

八戸市 総合政策部 市民連携推進課 男女共同参画推進室（市庁本館4階）

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号

電話：0178-43-9217（直通） F A X：0178-47-1485

E-mail：renkei@city.hachinohe.aomori.jp